

# 令和3年第5回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年4月9日（金） 午後3時

2 開催場所 五所川原市役所2階BC会議室

3 出席委員 20名（全員出席）

会 長

20番 森 義博

会長職務代理者

19番 小山内 清人

委 員

1番 金谷 広大	2番 乗田 栄一
3番 外崎 高逸	4番 石岡 雅樹
5番 小林 達英	6番 秋谷 諭
7番 佐藤 善一	8番 石岡 清一
9番 一戸 孝志	10番 工藤 昇
11番 佐藤 敬道	12番 阿部 喜代志
13番 小笠原 進	14番 相馬 孝雄
15番 柳原 一夫	16番 白戸 裕丈
17番 中谷 徳善	18番 小野 列子

4 次 第

- (1) 開会
- (2) 会長挨拶
- (3) 議長選出
- (4) 議事録署名者の指名及び書記任命
- (5) 業務報告
- (9) 議 事

議案第29号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第30号	競売公売買受適格者の証明について
議案第31号	農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第32号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第33号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について
議案第34号	地目変更登記に係る照会について
議案第35号	五所川原市農地利用最適化推進委員の委嘱について
議案第36号	五所川原市農地利用最適化推進委員の委嘱について
議案第37号	五所川原市農地利用最適化推進委員の委嘱について
議案第38号	五所川原市農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第39号	五所川原市農地利用最適化推進委員の委嘱について
議案第40号	五所川原市農地利用最適化推進委員の委嘱について
議案第41号	五所川原市農地利用最適化推進委員の委嘱について
議案第42号	五所川原市農地利用最適化推進委員の委嘱について
議案第43号	五所川原市農地利用最適化推進委員の委嘱について
議案第44号	五所川原市農地利用最適化推進委員の委嘱について
議案第45号	五所川原市農地利用最適化推進委員の委嘱について
議案第46号	五所川原市農地利用最適化推進委員の委嘱について
議案第47号	五所川原市農地利用最適化推進委員の委嘱について
議案第48号	五所川原市農地利用最適化推進委員の委嘱について
議案第49号	五所川原市農地利用最適化推進委員の委嘱について
議案第50号	五所川原市農地利用最適化推進委員の委嘱について
議案第51号	五所川原市農地利用最適化推進委員の委嘱について
議案第52号	五所川原市農地利用最適化推進委員の委嘱について
議案第53号	五所川原市農地利用最適化推進委員の委嘱について
議案第54号	五所川原市農地利用最適化推進委員の委嘱について
報告第7号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

## 5 その他

## 6 閉 会

## 7 参 与

### 農業員会事務局

局長	浅利 寿夫
次長	川口 均
農地係長	斎藤 和広
農政係長	工藤 知徳

### 農業委員会金木支所

支所長	秋村 正紀
-----	-------

### 農業委員会市浦支所

支所長	佐藤 勝秀
-----	-------

- 司 会        それでは、ただ今から令和3年第5回総会を開会いたします。  
はじめに、森会長より挨拶をお願いします。
- 会 長        (あいさつ)
- 司 会        次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願いします。  
森会長、よろしくをお願いします。
- 会 長        (議長席へ)
- 議 長        それでは、暫時の間議長を務めますので、議事進行につきまして、ご協力をお願い致します。  
まず、本委員会の在籍委員数は20名であります。本日の出席委員数は20名であり、定足数に達しており、会議が成立いたしました。  
まず、次第4「議事録署名者の指名及び書記の指名」を行います。  
五所川原市農業委員会会議規則第26条に規定する署名者の指名ですが、私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。
- 委 員        (異議なしの声あり)
- 議 長        異議なしの声がありましたので、それでは私から指名させていただきます。  
議事録署名者には、3番 外崎高逸委員、4番 石岡雅樹委員のご兩名を指名いたします。  
また、書記には工藤農政係長を任命いたします。  
なお、参与として、浅利事務局長、川口次長、斎藤農地係長、秋村金木支所長、佐藤市浦支所長、農林水産課の山田主任にお願いいたします。  
次に、次第5、業務報告を参与から報告させていただきます。
- 参 与        令和3年3月25日午前9時から、市役所2階会議室においてあっせん委員会を、三和推進委員と事務局であっせんにあたりました。  
3条有償移転事業2件、農業支援センター事業2件を適正に処理したことを報告いたします。  
令和3年3月31日午前9時から、小林委員、小山内職務代理者で金木地区の4条転用1件。  
次に、令和3年4月5日午前9時から、乗田委員、一戸委員、小笠原委員で五所川原地区の登記官照会1件。  
令和3年4月7日午前9時30分から、白戸委員、森会長で五所川原地区の5条転用3件の現地調査を行いました。

議長           ご報告ありがとうございます。  
                  それでは、本日の議案に入らせていただきます。  
                  議案第29号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。  
                  参与より説明をお願いします。

参与           1ページをご覧下さい。  
                  議案第29号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

                  農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものであります。

                  申請件数は、有償所有権移転5件、無償所有権移転4件です。

                  2ページをご覧下さい。

1番   大字高瀬字一本柳、田2筆、合計9,006㎡  
          譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
          農業委員会あっせん総額2,500,000円の有償移転です。

2番   大字飯詰字狐野、田1筆、2,434㎡  
          譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
          農業委員会あっせん総額750,000円の有償移転です。

3番   金木町喜良市坂本、畑9筆、合計15,306㎡  
          譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
          農業委員会あっせん総額2,300,000円の有償移転です。

4番   大字長富中道より南、田3筆、合計4,534㎡  
          譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
          農業委員会あっせん総額226,700円の有償移転です。

5番   金木町中柏木鎧石、田3筆、合計5,251㎡  
          譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
          農業委員会あっせん総額250,000円の有償移転です。

6番   大字沖飯詰字男鹿ほか、畑2筆、田5筆、合計13,927㎡  
          譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
          贈与による無償所有権移転です。

7番   大字神山字霞走、田4筆、合計2,713㎡  
          譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
          贈与による無償所有権移転です。

参 与            8 番 大字川山字千本、田 1 筆 338 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
贈与による無償所有権移転です。

9 番 大字中泉字松枝ほか、田 16 筆、畑 6 筆、合計 21,125.29 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
親から子へ贈与による無償所有権移転です。

以上、皆様のお手元にお配りしています調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件に該当せず全て許可相当であると判断されます。

議 長            議案第 29 号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員            (質問なし)

議 長            ご質問がないようですので、議案第 29 号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員            (異議なしの声あり)

議 長            ご異議がないようですので、議案第 29 号について原案のとおり許可することに決定いたします。

つづきまして、議案第 30 号「競売公売買受適格者の証明について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与            8 ページをご覧ください。

議案第 30 号、競売公売買受適格者の証明について。

農地法第 3 条の規定の適用を受ける土地について、下記のとおり農地等の買受適格証明の提出があったので審議を求める。

なお、当該適格者が最高価買受申請人等となり農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可するものとする。

件数 1 件、大字高瀬字鷹ノ爪、田 3 筆、1,658 m<sup>2</sup>、公売価格は 206,918 円で所有者、願出人は記載のとおりです。

入札期間は、令和 3 年 4 月 19 日の 1 日で願出人の耕作面積は、58,658 m<sup>2</sup>で、労働力の状況は、男 2 人、女 2 人です。

- 参 与      競売物件について、利用権設定はございません。  
願出人の確保している農業用機械は、トラクター2台、田植機1台、農業用自動車2台、年間の従事日数は、150日、買受地は水稻の作付を計画しています。以上、農地法第3条第2項の不許可要件に該当せず、適格者として許可相当であると判断されます。
- 議 長      議案第30号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。
- 委 員      (質問なし)
- 議 長      ご質問がないようですので、議案第30号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
- 委 員      (異議なしの声あり)
- 議 長      ご異議がないようですので、議案第30号について原案のとおり許可することに決定いたします。  
つづきまして、議案第31号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。  
参与より説明をお願いします。
- 参 与      9ページをご覧ください。  
議案第31号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。  
申請件数は1件です。  
10ページをご覧ください。  
1番 金木町蒔田桑元、畑1筆、321㎡、  
申請人は記載のとおりです。  
申請地は、金木総合支所から北西へ約2.8kmに位置し、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域でその規模が10ha未満であるため、第2種農地と判断されます。  
申請人の現在の住宅は6人家族には手狭となったこと、乗用車の駐車スペースが確保できない理由により、自宅周辺で条件に合う土地を探し、申請人が休耕畑として管理している農地の申請に至ったもので、北側と東側は道路、西側の畑との境界にはL型擁壁を施し土砂の流出を防ぎ、土地利用については、計画図より申請地を有効に利用できるものであり、資力・信用についても問題なく、遅滞なく事業に供するものと思われ、転用にあたり許可相当であると判断されます。

- 参 与 申請地の位置については、11ページをご覧ください。
- 議 長 議案第31号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。
- 委 員 (質問なし)
- 議 長 ご質問がないようですので、議案第31号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なしの声あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、議案第31号について原案のとおり可決し、許可相当の意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。  
つづきまして、議案第32号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。  
参与より説明をお願いします。
- 参 与 12ページをご覧下さい。  
議案第32号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
農地法施行令第10条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。  
申請件数は、賃貸借権設定1件、所有権移転2件です。  
13ページをご覧下さい。  
1番 大字姥范字桜木、畑1筆、2,649㎡のうち24㎡  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
転用理由は風力発電事業における地質調査です。  
申請地は、五所川原市役所から南西へ約2.3kmに位置し、良好な営農条件を備えている農地でその規模が10ha以上であるため第1種農地と判断されます。  
申請人は地質調査業を営んでおり、大高山風力発電事業における送電を行うため、変電所に連系する送電用鉄塔が必要であることから地質調査の必要な土地を探しましたが、国道339号線バイパス沿いであり、東北電力北津軽変電所に近いため今回の申請に至りました。土地利用計画、農地復元計画については、添付書類により妥当と判断され、給排水設備は無く、日照、通風の影響はほとんどありません。資力、信用についても問題なく、営農に悪影響がないものと判断し、転用にあたり許可相当であると判断されます。
- 2番 大字稻実字米崎、田15筆、合計4,558㎡  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

参 与

転用理由は建売分譲です。

申請地は、五所川原市役所から南東へ約 2.5km に位置し、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地で、規模が 10ha 未満であるため第 2 種農地と判断されます。

譲受法人は建築業を営んでおり、建売分譲住宅新築のため条件に合う土地を探していました。申請地は県道線沿いに近く、付近に小中学校、ドラッグストアや食料品店があり、周囲には住宅が相当数建築され、住宅地としての利便性が良く、住宅の需要が見込まれると思ったため申請地を選定しました。土地利用計画については添付書類により妥当と判断され、申請地は周辺農地に土砂が流出しないように L 型擁壁を設置し、雑排水は浄化槽で処理し、雨水は U 型側溝を通し取水柵を経て水路に流すため、周辺農地に被害を及ぼすことがないと思われることから、転用にあたり許可相当であると判断されます。

3 番 大字稲実字米崎、田 3 筆、合計 3 5 2 m<sup>2</sup>

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は公衆用道路です。

申請地は、五所川原市役所から南東へ約 2.5km に位置し、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地で、規模が 10ha 未満であるため第 2 種農地と判断されます。

譲受法人は建築業を営んでおり、建売分譲住宅新築のために使用する公衆用道路が必要のため条件に合う土地を探したが条件に合う土地がなく、今回の申請に至りました。周囲には住宅が相当数建築され、住宅地としての利便性が良く、住宅の需要が見込まれると思ったため申請地を選定しました。土地利用計画については添付書類により妥当と判断され、転用にあたり許可相当であると判断されます。

申請地の位置については、1 5 ページをご覧ください。

議 長

議案第 3 2 号についての説明が終わりました。

ご質問のある方はお願いいたします。

委 員

(質問なし)

議 長

ご質問がないようですので、議案第 3 2 号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

委 員

(異議なしの声あり)

議 長

ご異議がないようですので、議案第 3 2 号について原案のとおり可決し、許可相当の意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

つづきまして、議案第 3 3 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規

議長 定に係る決定について」を議題といたします。  
参与より説明をお願いします。

参与 16ページをご覧ください。  
議案第33号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について

五所川原市長から農用地利用集積計画作成のため協議があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。

件数は、利用権設定61件、所有権移転6件です。

17ページ、番号1番から55ページ61番までの利用権設定61件については皆様のお手元にお配りしています農業経営基盤強化促進法第18条の調査書のとおり許可要件を満たしております。

56ページ、番号1番から58ページ6番までの所有権移転6件につきましては、すべてあっせん委員会による「あおもり農業支援センター」農地中間管理事業によるものです。

議長 議案第33号についての説明が終わりました。  
閲覧時間を5分とりますので、閲覧をお願いいたします。

委員 (5分間閲覧)

議長 それでは時間となりましたので、議案第33号について審議いたします。  
利用権設定10番・所有権移転4番以外について審議いたします。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (質問なし)

議長 ご質問がないようですので、利用権設定10番・所有権移転4番以外について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、利用権設定10番・所有権移転4番以外について原案のとおり決定いたします。

議長 つづきまして、利用権設定10番について審議いたします。「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、2番乗田委員には退席をお願いいたします。

2番 (退席)  
(乗田委員)

議長 ご質問がある方はお願いいたします。

委員 (質問なし)

議長 ご質問がないようですので、利用権設定10番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、利用権設定10番について原案のとおり決定いたします。

2番 乗田委員は着席をお願いいたします。

議長 つづきまして、所有権移転4番について審議いたします。「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、18番 小野委員には退席をお願いいたします。

18番 (退席)  
(小野委員)

議長 ご質問がある方はお願いいたします。

委員 (質問なし)

議長 ご質問がないようですので、所有権移転4番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、所有権移転4番について原案のとおり決定いたします。

18番 小野委員は着席をお願いいたします。

つづきまして、議案第34号「地目変更登記に係る照会について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

- 参 与            59ページをご覧ください。
- 議案第34号「地目変更登記に係る照会について」青森地方法務局五所川原支局登記官より標記照会がありました。件数1件、農地の所在は、大字高瀬字一本柳、田1筆、土地の所有者は記載のとおりです。変更後の地目は宅地であります。調査の結果、非農地であることを、会長名で回答したいので承認を求めます。
- 議 長            議案第34号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。
- 委 員            (質問なし)
- 議 長            ご質問がないようですので、議案第34号について承認することにご異議ございませんか。
- 委 員            (異議なしの声あり)
- 議 長            ご異議がないようですので、議案第34号について原案のとおり承認いたします。
- 議 長            つづきまして、議案第35号から議案第54号までの「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を一括議題といたします。  
参与より説明をお願いします。
- 参 与            60ページから99ページの議案第35号から議案54号までは、農地利用最適化推進委員の委嘱についてであります。下記の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいのでその承認を求めます。令和3年4月9日提出。提案理由、農業委員会等に関する法律第17条第1項に規定により、推進委員を委嘱するため提案するものであります。100ページに一覧表があります。担当区域名、氏名を順に読み上げます。
- 市浦区域、佐藤伸一、三浦大、つづきまして金木区域、櫛引富士太郎、千葉達美、白川幸蔵、鳴海和実、金澤栄、五所川原北区域、鳴海博隆、木村真也、高橋克也、一戸敏彦、松本浩幸、奈良正、五所川原市南区域、高橋誉一、福士浩樹、岩渕貴仁、五所川原市東区域、今茂、高橋茂、齋藤晴夫、石岡則秋の以上20名です。
- この件に関しましては、農業委員会等に関する法律施行規則第11条第3項の規定により、去る4月2日、五所川原市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会に候補者の選考について諮問し、同日推進委員候補者について、選考委員会会長から、農業委員会会長あてに答申を受けました。

議長 ありがとうございます。

お諮りいたします。議案第35号から議案第54号までの「農地利用最適化推進委員の委嘱について」は、一括して審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

18番  
(小野委員) はい(挙手)

議長 18番 小野委員どうぞ。

18番  
(小野委員) 18番小野です。推進委員の名簿はこれで良いですが、聞きたいことがあります。

この推進委員に女性が2名ほど応募していましたが、今回、名簿に女性が入っていないということで私すごくがっかりしました。何を基準にこの推進委員が決まったのか、意見を伺いたと思います。

それと、推進委員に入っている方たちにとって女性が必要なかどうか。認定などの面で女性委員がいると、農家さんたちがすごく協力的だったんです。なので女性が欠けるとこれから先大変やりづらいなという意見もあって、地産地消の活動もありますし、何故選ばれなかったのか意見を伺いたいです。

議長 ただいま、小野委員からの質問について、参与に説明を求めます。

参与 小野委員の方から、女性が2名応募、推薦しているが選ばれなかった理由はなんなのか、ということでございますけれども、まず「農業委員会等に関する法律」の中で、農業委員会が推進委員を委嘱する際には、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、推進委員を委嘱しなければならない、と記載されております。

果たしてそうすればどのような方が最適なのか、それを選ぶ基準といたしまして、4月5日に8名の選考委員の皆さんが選考基準を定め、その選考基準5段階の評価点を以て点数を付けて選考した結果がこのような結果となっているところです。

その評価項目ですけれども、まず一点目としては、農地利用最適化推進委員に向けての熱意があるかどうか、これを5点で以て評価しております。

それから二点目として、農業及び農地利用最適化に関する経験、知識があるかどうか。

それから三点目としまして、推薦を受け、また募集に応募した地域についての知識、理解度を評価項目として、5段階の配点として、8名の委員が点数を付けた結果がこの名簿に記載されております20名の委員の選考という結果となりました。以上でございます。

議 長 18番 小野委員

18番 (小野委員) わかりました。新しく推進委員になられる方は熱意と、推進に協力的であるということで、これからの行事に皆さん参加していただけるものと信じて賛成します。

議 長 それではもう一度お諮りいたします。  
議案第35号から議案第54号までの「農地利用最適化推進委員の委嘱について」、一括で審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第35号から議案第54号までの20件を一括で審議します。  
ご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議が無いようですので、議案第35号から議案第54号までの「農地利用最適化推進委員の委嘱について」、委嘱することに決定しました。

議 長 以上、議案29号から議案第54号まで全ての審議が終了いたしました。  
報告第7号につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。  
事務局から何か報告等ございませんか。

事務局 (報告)

議 長 以上をもちまして、本日の会議の全てを終了いたします。  
慎重なご審議ありがとうございました。

(閉会時刻 午後3時40分)

以上、会議の顛末を記録し、事実に相違ないことを証するため署名する。

(森 義博)

会 長 \_\_\_\_\_

(外崎 高逸)

3 番委員 \_\_\_\_\_

(石岡 雅樹)

4 番委員 \_\_\_\_\_